

茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 3 号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年茅ヶ崎市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「いずれにも」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 1 週間当たりの勤務日数が 3 日以上である短時間勤務会計年度任用職員
- (2) 1 年間当たりの勤務日数が 1 2 1 日以上である短時間勤務会計年度任用職員
- (3) 常時勤務的会計年度任用職員

(茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 号中「第 1 6 条第 1 項、」を削る。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和元年茅ヶ崎市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 1 6 条第 1 項、」を削り、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員又は引き続き在職した期間が 6 月以上である会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日（茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 5 条第 1 項に規定する勤務日をいう。以下この号において同じ。）が定められている会計年度任用職員で、当該会計年度における勤務日が 4 8 日未満であるものを除く。）にあっては、同規則第 1 6 条第 1 項に規定する休暇（同条第 3 項に規定する特定病気休暇に限る。）のうち、当該会計年度任用職員の次の表に掲げる 1 週間の勤務日（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては、当該会計年度における勤務日）の日数の区分に応じ、それぞれに掲げる日数を超える日数

1 週間の勤務日の日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
当該会計年度の勤務日の日数	2 1 7 日以 上	1 6 9 日か ら 2 1 6 日 まで	1 2 1 日か ら 1 6 8 日 まで	7 3 日から 1 2 0 日まで	4 8 日から 7 2 日まで
日数	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。